

9月3日告示／9月10日投開票予定

多久市長選挙立候補 届出事務説明会を開催します



多久市選挙管理委員会では、9月16日(土)に任期満了を迎える多久市長選挙を9月3日(日)告示、9月10日(日)投開票を予定しています。多久市長選挙の立候補届出の方法、選挙運動などの説明会を開催します。

立候補予定者または、その代理人は必ず出席してください。

日時 7月14日(金) 10時～

場所 市役所4階 大会議室(東)

問い合わせ 多久市選挙管理委員会事務局 ☎75-4829

認定証をお持ちのみなさんへ

認定証を更新します

今お持ちの後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限は7月31日までです。

新しい認定証は、継続対象者へ7月中に被保険者証と一緒に交付します。なお、認定証の更新手続きは必要ありません。



問い合わせ 市民生活課 保険年金係 ☎75-2159

障害の程度	
身体障害者手帳	☐ 1級、2級、3級 ☐ 4級の次のいずれか (1)音声機能、言語機能の著しい障害 (2)両下肢のすべての指を欠くもの (3)1下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの (4)1下肢の機能の著しい障害
精神障害者 保健福祉手帳	☐ 1級、2級
療育手帳	☐ A(重度)
国民年金法等の 障害年金	☐ 1級、2級

【後期高齢者医療の特徴】

医療費の自己負担割合が1割(現役並み所得者の場合3割)負担に変わります。

65歳～70歳未満の人の場合、月の医療費が高額になった際の自己負担限度額が変わります。

資格取得後、後期高齢者医療保険料が発生します。これまで加入していた健康保険の保険料と比較することをお勧めします。

**加入することで有利となることばかりでなく
状況に応じて不利となることもあります。
まずはお尋ねください！**

問い合わせ 市民生活課 保険年金係 ☎75-2159

65歳以上で一定の障害をお持ちの人は 後期高齢者医療保険へ加入できます

佐賀県内に住所を有する65歳以上75歳未満で一定の障害がある人は後期高齢者医療の被保険者になることができます。

【対象者】

「一定の障害」とは、主に次の表に該当する障害のことをいいます。表のいずれかにあてはまる人が対象です。